

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例施行規則

令和六年一月二十六日
山梨県規則第二号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和五年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(肥料の原料)

第二条 条例第二条第三項第一号の規則で定める有機物は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第二条第四号に掲げる廃棄物
- 二 政令第二条第十号に掲げる廃棄物
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第二項に規定する食品廃棄物等（第一号に該当するものを除く。）
- 四 動物又は植物に係る固形状又は液状の不要物であって農業に係るもの（第二号に該当するものを除く。）

(特定処理物の保管場所の届出)

第三条 条例第八条第一項の規定による届出は、第一号様式により行わなければならない。

(特定処理物の保管の高さ)

第四条 条例第八条第二項第五号の規則で定める高さは、第七条第三項に定める高さとする。

(特定処理物の保管場所の届出の添付書類等)

第五条 条例第八条第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- 一 届出をしようとする者が保管する場所を使用する権原を有することを証する書類
- 二 その他知事が必要と認める書類及び図面

(特定処理物の保管に係る変更及び廃止の届出)

第六条 条例第九条第一項の規定による届出は、第二号様式により行わなければならない。

- 2 条例第九条第二項の規定による届出は、第三号様式により行わなければならない。
- 3 条例第九条第三項の規定による届出は、第四号様式により行わなければならない。

(特定処理物保管基準)

第七条 条例第十条第一号ロの規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 保管する場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - 二 屋外において特定処理物を容器を用いずに保管する場合にあっては、第三項に定める高さのうち最高のもの
- 2 条例第十条第二号イの規定による規則で定める高さは、保管する特定処理物が囲いに接する部分の上端から上方に鉛直距離で五十センチメートルを加えた高さとする。
- 3 条例第十条第二号ロの規定による規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める高さとする。
- 一 保管する場所の囲いに保管する特定処理物の荷重が直接かかる構造である部分(次号において「直接負荷部分」という。)がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
 - 二 保管する場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイ及びロに掲げる部分に依り、当該イ及びロに定める高さ
 - イ 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(以下この号において「基準線」という。)から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの)
 - (1) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - (2) 前号に規定する高さ
 - ロ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの)
 - (1) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
 - (2) 前号に規定する高さ
- 4 条例第十条第五号の規定による規則で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。
- 一 特定処理物を攪拌すること。
 - 二 特定処理物に雨水がかからないようにすること。
 - 三 その他必要な措置

(特定処理物の保管に係る管理簿の記載事項)

第八条 条例第十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 搬入した年月日
- 二 搬入先の所在地
- 三 搬入元ごとの種類及び搬入量
- 四 搬出した年月日
- 五 搬出元の所在地
- 六 搬出先ごとの種類及び搬出量

(特定収集物に係る事業場の届出)

第九条 条例第十二条第一項の規定による届出は、第五号様式により行わなければならない。

(特定収集物の保管の高さ)

第十条 条例第十二条第二項第七号の規則で定める高さは、第十三条第三項に定める高さとする。

(特定収集物に係る事業場の届出の添付書類等)

第十一条 条例第十二条第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- 一 届出をしようとする者が事業場及び次号の施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合にあつては、事業場及び同号の施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 二 事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 三 その他知事が必要と認める書類及び図面

(特定収集物の保管等に係る事業場の変更及び廃止の届出)

第十二条 条例第十三条第一項の規定による届出は、第二号様式により行わなければならない。

- 2 条例第十三条第二項の規定による届出は、第三号様式により行わなければならない。
- 3 条例第十三条第三項の規定による届出は、第四号様式により行わなければならない。

(特定収集物保管等基準)

第十三条 条例第十四条第一号ロの規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 特定収集物の処理を行う場合にあつては、特定収集物を保管する場所である旨に加えて、特定収集物を処理する場所である旨
- 二 保管する場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 三 屋外において特定収集物を容器を用いずに保管する場合にあつては、第三項に定める

高さのうち最高のもの

2 条例第十四条第二号イの規定による規則で定める高さは、保管する特定収集物が囲いに接する部分の上端から上方に鉛直距離で五十センチメートルを加えた高さとする。

3 条例第十四条第二号ロの規定による規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める高さとする。ただし、条例第二条第四項第一号に規定する物のうち全部に金属が用いられているもののみを保管する場合には、第七条第三項に定める高さとする。

一 保管する場所の囲いに保管する特定収集物の荷重が直接かかる構造である部分（次号及び第三号において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は五メートルのうちいずれか低いもの

二 保管する場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（イ及び次号ロにおいて「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの
イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

ロ 前号に規定する高さ

三 保管する場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイからハまでに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

（特定収集物の保管に係る管理簿の記載事項）

第十四条 条例第十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 搬入した年月日

二 搬入先の所在地

三 搬入元ごとの種類及び搬入量

四 搬出した年月日

五 搬出元の所在地

六 搬出先ごとの種類及び搬出量

(産業廃棄物の保管場所の届出の対象となる産業廃棄物)

第十五条 条例第十六条第一項の規則で定める産業廃棄物は、政令第二条第二号、第四号及び第七号に規定する産業廃棄物とする。

(産業廃棄物の保管場所の届出)

第十六条 条例第十六条第一項の規定による届出は、第六号様式により行わなければならない。

(事前の届出を要しない場合)

第十七条 条例第十六条第二項の規則で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

(産業廃棄物の保管場所の届出の添付書類等)

第十八条 条例第十六条第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- 一 届出をしようとする者が保管する場所を使用する権原を有することを証する書類
- 二 その他知事が必要と認める書類及び図面

(産業廃棄物の保管に係る変更及び廃止の届出)

第十九条 条例第十七条第一項の規定による届出は、第二号様式により行わなければならない。

2 条例第十七条第二項の規定による届出は、第三号様式により行わなければならない。

3 条例第十七条第三項の規定による届出は、第四号様式により行わなければならない。

(産業廃棄物の保管に係る管理簿の記載事項)

第二十条 条例第十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 搬入した年月日
- 二 搬入先の所在地
- 三 搬入元ごとの種類及び搬入量
- 四 搬出した年月日
- 五 搬出元の所在地
- 六 搬出先ごとの種類及び搬出量

(身分証明書)

第二十一条 条例第二十条第二項の証明書は、第七号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年七月一日から施行する。

(法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

2 法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例

に関する規則（令和四年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和五年山梨県条例第三十五号）第二十条第一項

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定処理物保管届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管する場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する特定処理物の種類	
	保管する量の上限	
	屋外において特定処理物を容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあつては、山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例施行規則第4条の規定による高さのうち最高のもの)	
特定処理物の取扱いの計画		
保管を開始する年月日	年 月 日	

注 「特定処理物の取扱いの計画」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第2号様式（第6条、第12条、第19条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

保管場所等変更届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（第9条第1項・第13条第1項・第17条第1項）の規定により、（特定処理物の保管場所・特定収集物に係る事業場・産業廃棄物の保管場所）の変更について、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日	年 月 日	

注1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

2 「変更の内容」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第3号様式（第6条、第12条、第19条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

氏名等変更届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（第9条第2項・第13条第2項・第17条第2項）の規定により、（特定処理物の保管・特定収集物の保管等・産業廃棄物の保管）に係る氏名等の変更について、次のとおり届け出ます。

変更した事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

注 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

第4号様式（第6条、第12条、第19条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

保管等廃止届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（第9条第3項・第13条第3項・第17条第3項）の規定により、（特定処理物の保管・特定収集物の保管等・産業廃棄物の保管）に係る廃止について、次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地（特定収集物の保管等の廃止にあつては、事業場の所在地）	
廃止年月日	年 月 日

注 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定収集物保管等事業場届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例
第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲		保管のみ・保管及び処理
事業場の所在地		
事業場の敷地面積		m ²
保管する場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する特定収集物の種類	
	保管する量の上限	
	屋外において特定収集物を容器を用いずに行う保管の有無（保管を行う場合にあつては、山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例施行規則第10条の規定による高さのうち最高のもの）	
処理を行う場合にあつては、当該処理の場所の所在地及び処理を行う特定収集物の種類		
事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力		
事業の計画		
事業を開始する年月日		年 月 日

注1 「事業の範囲」の欄は、「保管のみ」又は「保管及び処理」のいずれかに○を付すこと。

2 「事業の計画」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第6号様式（第16条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物事業場外保管届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管する場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管の上限又は処分若しくは再生のための保管の上限	
	屋外において産業廃棄物を容器を用いずに行う保管の有無（保管を行う場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画		
保管を開始する年月日	年 月 日	
非常災害のために必要な応急措置として行う場合	該当・非該当	

- 注1 「積替えのための保管の上限又は処分若しくは再生のための保管の上限」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。
- 2 「産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」の欄は、「該当」又は「非該当」のいずれかに○を付すこと。

第7号様式（第21条関係）

（表）

		第	号
山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の 促進に関する条例第20条第2項の規定による身分証明書			
写 真	職名及び氏名		
	生年月日	年	月 日生
	発行年月日	年	月 日発行
	山梨県知事	印	

（裏）

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の
促進に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、再生資源物等の保管等を行う場所、再生資源物等の保管等を行う者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該再生資源物等の保管等の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(7) 略

(8) 第20条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者